

児童生徒の言語活動充実と新聞活用に関する協定書

信濃毎日新聞株式会社（以下「甲」という）、一般社団法人共同通信社長野支局（以下「乙」という）、株式会社時事通信社長野支局（以下「丙」という）と、信州大学教育学部（以下「丁」という）は、丁が所管する附属学校園における新聞活用に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙、丙と丁は相互に連携・協力し、丁が所管する附属学校園において、甲が発行する新聞および派遣する人材を活用し、児童・生徒・園児の言語活動の充実を図るとともに、教育・研究の向上に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定における「丁が所管する附属学校園」（以下「附属学校園」という）とは、以下の6校園を指す。

①信州大学教育学部附属長野小学校 ②信州大学教育学部附属長野中学校 ③信州大学教育学部附属松本小学校 ④信州大学教育学部附属松本中学校 ⑤信州大学教育学部附属特別支援学校 ⑥信州大学教育学部附属幼稚園

（記事の活用と二次使用）

第3条 附属学校園は、著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）等の規定に基づき、授業（教育実習を含む）の過程において甲が発行する新聞の記事を二次使用することができる。

（2）前項に加え、本協定により、附属学校園は、職員会議資料、学校だより（学級通信等を含む）、校内掲示、職員研修等において、事前の許諾手続きを行うことなく、乙と丙が著作権を有する記事を含め信濃毎日新聞に掲載した記事を二次使用することができる。（3）前2項による使用の際は、著作権法第48条に基づき、利用する記事の「掲載日」および「信濃毎日新聞掲載」の旨を必ず明示しなければならない。

（4）附属学校園は、記事や写真等を使用する際、自らの責任において、肖像権や個人情報保護など人権を侵害しないように最大限配慮する。なお、スポーツ選手や芸能人の写真など肖像権が管理されている写真は二次使用できない。（二次使用の許諾が必要なもの）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、甲、乙、丙が著作権を有していないため、附属学校園が二次使用する場合は、あらかじめ著作権者の許諾を得なければならない。

- ① 読者や社外の人、社外の団体等が甲、乙、丙に寄せた原稿や投稿、文芸作品、美術作品、写真等
- ② 社外の人との談話、インタビュー、人物紹介、座談会等の記事
- ③ 他の新聞社から寄せられた記事や写真、絵等
- ④ まんが、小説
- ⑤ 広告

（二次使用）

第5条 附属学校園が、新聞記事を書籍に寄稿する場合は有償となる場合がある。これを含め、二次使用について不明な点がある場合は、甲のNIE（教育に新聞を）担当部署に問い合わせることとする。

（学校教材価格の適用）

第6条 甲は、附属学校園が授業等で活用する信濃毎日新聞の料金について、事前の申し込みがあれば、別に設定した学校教材用価格を適用する。

（記者の派遣）

第7条 甲は、附属学校園からの要請があれば、新聞を活用した授業、新聞教育、教員研修等に記者らを講師として派遣する。

（協定期間）

第8条 この協定書の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲、乙、丙、丁いずれからも書面による申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定書に定めるもののほか、新たに必要事項が生じた場合や連携・協力の細目については、その都度、別途協議して定める。

この協定の証として本協定書4通を作成し、それぞれ押印の上、甲、乙、丙、丁が各1通を保有する。

令和8年2月9日

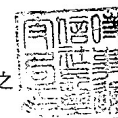
(甲) 長野市南県町657
信濃毎日新聞株式会社
代表取締役社長 小坂 壮太郎



(乙) 長野市南県町657
一般社団法人共同通信社長野支局
支局長 小坪 俊哉



(丙) 長野市南県町657
株式会社時事通信社長野支局
支局長 阿萬 英之



(丁) 長野県長野市西長野6-1
信州大学教育学部
学部長 西 一夫

